

OSS BROADNET, INC. 旅行業約款

第一章 総 則

(適用範囲)

第一条 当社が旅行者との間で締結する旅行に関する契約（以下「旅行契約」）は、本約款の定めるところによります。本約款に定めのない事項については、米国カリフォルニア州法第17550号及び、一般に確立された慣習に準じます。

2 当社が前項に規定する法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだ場合には、前項の規定にかかわらず、当該特約の方が優先されます。

(用語の定義)

第二条 「旅行」とは、当社が、旅行者の募集のために予め、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる交通又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。

2 「海外旅行」とは日本以外の旅行を、「日本旅行」とは日本国内の旅行をいいます。
3 「受付通知」とは、契約の仮申込に対する当社から旅行者への受付の通知であり、メール・郵送またはこれに準じる通信手段により行うものをいいます。

(旅行契約の内容)

第三条 当社は、旅行契約において、旅行者が当社の定める旅行日程に従って、交通・宿泊機関等の提供する交通、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」）の提供を受けることができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

(手配代行者)

第四条 当社は、旅行契約の履行に際し、手配の全部又は一部を、他の旅行業者またはその他の補助者に代行させることができます。

第二章 契約の締結

(契約の申込み)

第五条 当社に旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書（以下「申込書」）に所定の事項を記入の上当社に提出し、かつ、申込書に記載された金額の申込金（以下「申込金」）を、申込書に記載された支払期限までに当社に支払わなければなりません。

2 前項の申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱います。
3 旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出るものとし、当社は可能な範囲内でこれに応じます。
4 前項の申出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とします。

(Webサイトによる仮申込)

第六条 当社は、Webサイトにより旅行契約の仮申込を受け付けます。この場合、仮申込の時点では

契約は成立しておらず、旅行者は、当社が仮申込の受付を通知した後、前条第一項の定めるところにより、当社が定める期間内に申込書と申込金を当社に提出します。

- 2 旅行者が第一項の期間内に申込金を提出しない場合、仮申込はなかったものとして取り扱われます。

(契約締結の拒否)

第七条 当社は、次に掲げる場合において、旅行契約の締結に応じないことがあります。

- 一 当社が予め明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加条件を満たしていないとき。
- 二 応募旅行者数が募集予定数に達したとき。
- 三 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
- 四 旅行者により当社の指定口座に振り込まれた申込金に過不足があったとき。
- 五 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- 六 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- 七 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- 八 その他当社の業務上の都合があるとき。

(契約の成立時期)

第八条 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第五条第一項の申込金を受理した時に成立するものとします。

(旅行契約書の交付)

第九条 当社は、前条の定める契約の成立後速やかに、旅行者に、旅程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「旅行契約書」）を交付します。

- 2 当社が旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の旅行契約書に記載するところによります。

(旅行契約書の更新)

第十条 前条第一項の旅行契約書において、確定された旅行日程、交通若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合、当該旅行契約書交付後、旅行開始日の前日までに、これらの更新状況を記載した書面（以下「更新旅行契約書」）を再交付します。

- 2 前項の場合において、手配状況の確認を希望する旅行者から問い合わせがあったときは、更新旅行契約書の交付前であっても、当社はこれに回答します。
- 3 第一項の更新旅行契約書を交付した場合には、前条第二項の規定により当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該更新旅行契約書に記載するところに特定されます。

(旅行契約書の交付及び閲覧確認の方法)

第十一条 当社は、紙面での交付に代えて、Eメール等の情報通信の技術を利用する方法により、電子形式で旅行契約書又は更新旅行契約書を交付します。

- 2 前項の交付にEメールを用いる場合、閲覧確認付Eメールを送信し、当社による受信者の閲覧確認をもって、旅行者が記載事項を閲覧したものと見なします。

(旅行代金)

第十二条 申込金と旅行契約書に記載された旅行代金が異なる場合、旅行者は旅行契約書に記載された支払期日までに、当社に差額の旅行代金を支払います。

- 2 前項に定める差額の旅行代金及び、第五条、第六条に定める申込金の支払いは、旅行契約書及び申込書に記載のある当社指定口座への振込により行うものとし、振込手数料は旅行者が負担するものとします。

第三章 契約の変更

(契約内容の変更)

第十三条 当社は、天災地変、戦乱、暴動、交通・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない交通サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者に予め速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容（以下「契約内容」）を変更することができます。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

(旅行代金の額の変更)

第十四条 旅行を実施するに当たり利用する交通機関について適用を受ける運賃・料金（以下この条において「適用運賃・料金」）が、著しい経済情勢の変化等により、旅行の募集の際に明示した時点において有効なものとして公示されている適用運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合においては、当社は、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減少することがあります。

- 2 当社は、前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって十五日目に当たる日より前に旅行者にその旨を通知します。
- 3 当社は、第一項の定める適用運賃・料金の減額がなされるときは、同項の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- 4 当社は、前条の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用の減少又は増加が生じる場合には、当該契約内容の変更の際に旅行代金の額を変更することができます。
- 5 当社は、交通・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を旅行契約書に記載した場合において、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、旅行契約書に記載したところにより旅行代金の額を変更することができます。

(旅行者の交替)

第十五条 当社と旅行契約を締結した旅行者は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。

- 2 旅行者は、前項に定める当社の承諾を求めようとするときは、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上当社に提出し、所定の金額の手数料を支払わなければなりません。
- 3 第一項の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、旅行者の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

第四章 契約の解除

(旅行者の解除権)

第十六条 旅行者は、いつでも別表第一に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。契約を解除する場合には、旅行者は当社指定口座への振込により取消料を支払うものとし、振込手数料は旅行者が負担するものとします。

- 2 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
 - 一 当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が別表第二上欄に掲げるものの他の重要なものであるときに限ります。
 - 二 第十四条第一項の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 - 三 天災地変、戦乱、暴動、交通・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - 四 当社が旅行者に対し、期日までに旅行契約書を交付しなかったとき。
 - 五 当社の責に帰すべき事由により、旅行契約書に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- 3 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず旅行契約書に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、第一項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、当該旅行サービスの受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。
- 4 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち当該旅行サービスの受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。

(当社の解除権等—旅行開始前の解除)

第十七条 当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。

- 一 旅行者が予めWebサイト上の募集要項に明示された性別、年齢、資格、技能その他の参加条件を満たしていないことが判明したとき。
 - 二 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - 三 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
 - 四 旅行者が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - 五 旅行者の数が旅行契約書に記載した最少催行人員に達しなかったとき。
 - 六 特定条件下に限定して催行可能な旅行において、当該条件が成立しない可能性が極めて高いとき。
 - 七 天災地変、戦乱、暴動、交通・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行契約書に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - 八 旅行者が第七条第五号から第七号までのいずれかに該当することが判明したとき。
- 2 旅行者が第十二条第一項の旅行契約書に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日において旅行者が旅行契約を解除したものとします。この場合において、旅行者は、当社に対し、前条第一項に定める取消料に相当する額の違約料を支払わなければなりません。
 - 3 当社は、第一項第五号に掲げる事由により旅行契約を解除しようとするときは、旅行

開始日の前日から起算してさかのぼって、日本旅行にあっては十三日目（日帰り旅行については、三日目）に当たる日より前に、海外旅行にあっては二十三日目（別表第一に規定するピーク時に旅行を開始するものについては三十三日目）に当たる日より前に、旅行を中止する旨を旅行者に通知します。

（当社の解除権—旅行開始後の解除）

第十八条 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、旅行契約の一部を解除することがあります。

- 一 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
 - 二 旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - 三 旅行者が第七条第五号から第七号までのいずれかに該当することが判明したとき。
 - 四 天災地変、戦乱、暴動、交通・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- 2 当社が前項の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社と旅行者との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。
- 3 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行者がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

（旅行代金の払い戻し）

第十九条 当社は、第十四条第三項から第五項までの規定により旅行代金が減額された場合又は前三条の規定により旅行契約が解除された場合において、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して七日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては旅行契約書に記載した旅行終了日の翌日から起算して三十日以内に旅行者に対し当該金額を払い戻します。

- 2 当社は、第十四条第三項から第五項までの規定により旅行代金が減額された場合又は前三条の規定により契約が解除された場合において、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行者に対し当該金額を払い戻します。この場合において、当社は、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して七日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては旅行契約書に記載した旅行終了日の翌日から起算して三十日以内に旅行者に対し払い戻すべき額を通知するものとします。
- 3 前二項の規定は、第二十七条又は第三十条第一項に規定するところにより旅行者又は当社が損害賠償請求権行使することを妨げるものではありません。

（契約解除後の帰路手配）

第二十条 当社は、第十八条第一項第一号又は第四号の規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、旅行者の求めに応じて、旅行者が当該旅行の出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

- 2 前項の場合において、出発地に戻るための旅行に要する一切の費用は、旅行者の負担とします。

第五章 団体・グループ契約

(団体・グループ契約)

第二十一条 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」）を定めて申し込んだ旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

(契約責任者)

第二十二条 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」）の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。

- 2 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- 3 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- 4 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、予め契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

第六章 旅程管理

(旅程管理)

第二十三条 当社は、旅行者の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、旅行者に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社が旅行者とこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- 一 旅行者が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けるために必要な措置を講ずること。
- 二 前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めること等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

(当社の指示)

第二十四条 旅行者は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従わなければなりません。

(添乗員等の業務)

第二十五条 当社は、旅行の内容により添乗員その他の者を同行させて第二十三条各号に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることができます。

- 2 前項の添乗員その他の者が同項の業務に従事する時間帯は、原則として八時から二十二時までを上限とします。

(保護措置)

第二十六条 当社は、旅行中の旅行者が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずことがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用は旅行者の負担とし、旅行者は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

第七章 責任

(当社の責任)

第二十七条 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して一年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

- 2 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、交通・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、損害を賠償する責任を負いません。
- 3 当社は、手荷物について生じた第一項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害を賠償する責任を負いません。

(旅行保険)

第二十八条 旅行者が旅行参加中にその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害については、予め旅行者自身が任意の保険会社と個別に契約した旅行保険の定めに基づき、補償金及び見舞金が保険会社より支払われます。

- 2 前項の損害について当社が前条第一項の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社による損害賠償は、旅行者が契約した旅行保険を付保した保険会社との協議の上なされるものとします。
- 3 前項の場合において、前条第一項の規定に基づく当社の賠償義務は、第一項の旅行保険が補償する額だけ縮減するものとします。
- 4 当社の旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を收受して当社が実施する旅行については、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱います。

(旅程保証)

第二十九条 当社は、次の各号に掲げる変更を除き、別表第二上欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に同表下欄に記載する率を乗じた額以上の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して三十日以内に支払います。ただし、当該変更について当社に第二十七条第一項の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。

一 次に掲げる事由による変更

- イ 天災地変
- ロ 戦乱
- ハ 暴動
- ニ 官公署の命令
- ホ 交通・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- ヘ 初回の運行計画によらない交通サービスの提供
- ト 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

二 第十六条から第十八条までの規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除

された部分に係る変更

当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者一名に対して一旅行につき旅行代金に十五%以上の当社が定める率を乗じた額をもって限度とします。また、旅行者一名に対して一旅行につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

当社が第一項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に第二十七条第一項の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、旅行者は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額と旅行者が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

(旅行者の責任)

第三十条 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。

- 2 旅行者は、旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- 3 旅行者は、旅行開始後において、旅行契約書に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一旅行契約書と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社に申し出なければなりません。

第八章 営業保証金

(営業保証金)

第三十一条 当社と旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、当社との取引によって生じた債権に關し、第一条に規定する法令に基づき、Surety Bondから弁済を受けることができます。

2 当社が契約しているSurety Bondの法人名、所在地及び保証額は次の通りです。

- 一 法人名 American Contractors Indemnity Company
- 二 所在地 801 South Figueroa Street, Suite 700, Los Angeles, CA 90017
- 三 保証額 USD20,000.00
- 四 Bond # 100460641

OSS BroadNet, Inc.

2570 N. First St., Suite 200, San Jose, CA 95131

Tel: 408(986)1040

ossbroadnet.com

CST# 2141094-50

別表第一 取消料

1 日本旅行に係る取消料

| 区分 | 取消料 |
|--|-----------|
| イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目までに解除する場合 | 旅行代金の10% |
| ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって29日目以降7日目までに解除する場合 | 旅行代金の20% |
| ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって6日目以降前日までに解除する場合 | 旅行代金の30% |
| ニ 旅行開始前日以降に解除又は無連絡不参加の場合 | 旅行代金の100% |

2 海外旅行に係る取消料

| 区分 | 取消料 |
|--|-----------|
| イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目までに解除する場合 | 旅行代金の10% |
| ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって29日目以降7日目までに解除する場合 | 旅行代金の40% |
| ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって6日目以降前日までに解除する場合 | 旅行代金の60% |
| ニ 旅行開始前日以降に解除又は無連絡不参加の場合 | 旅行代金の100% |

別表第二 変更補償金

| 変更補償金の支払いが必要となる変更 | 一件あたりの率 (%) | |
|---|-------------|-------|
| | 旅行開始前 | 旅行開始後 |
| 一 旅行契約書に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更 | 1.5 | 3.0 |
| 二 旅行契約書に記載した入場する展示会又は調査対象施設（事業所の建物等を含みます。）その他の旅行の目的地の変更 | 1.0 | 2.0 |
| 三 旅行契約書に記載した交通機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が旅行契約書に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。） | 1.0 | 2.0 |
| 四 旅行契約書に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が旅行契約書に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。） | 1.0 | 2.0 |
| 五 旅行契約書に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更 | 1.0 | 2.0 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 注一 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。 ● 注二 更新旅行契約書が交付された場合には、「旅行契約書」とあるのを「更新旅行契約書」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、旅行契約書の記載内容と更新旅行契約書の記載内容との間又は更新旅行契約書の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。 ● 注三 第三号に掲げる変更に係る交通機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。 ● 注四 第四号の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で旅行契約書に記載している内容又は当社のWebページに表示している内容によります。 | | |